

武蔵野市いじめ防止基本方針及び具体的方策改訂版について(概要)

令和 8 年 3 月 4 日
定例教育委員会
指 導 課

1 国や東京都、市の動向

国は令和 4 年に生徒指導の理論や考え方をまとめた「生徒指導提要」、令和 6 年に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂を行った。また東京都は令和 7 年 6 月に「いじめ総合対策【第 3 次】」を示した。

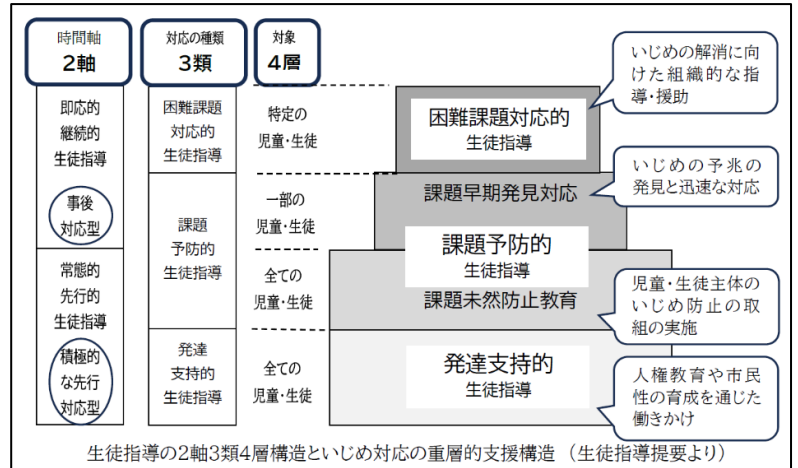
これまで本市では、平成 25 年施行「いじめ防止対策推進法」を受け、平成 26 年「武蔵野市いじめ防止基本方針」、令和 3 年「武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策」を策定してきた。さらに、令和 5 年「武蔵野市子どもの権利条例」が施行され、令和 7 年 4 月から始まった「第四期武蔵野市学校教育計画」では、社会の一員としてよりよい地域・社会づくりに参画する資質・能力である市民性の育成や、「いじめを絶対に許さない」など、子どもの権利を守って安心して学べる環境の整備を示している。

こうしたいじめや学校教育にまつわる最近の流れでは、いじめ防止に向けて、次の 2 点が重要視されている。

- ①「生徒指導提要 改訂版」に示されたいじめ対応の重層的支援構造や、東京都の「いじめ総合対策【第 3 次】」に示された自己指導力の育成を踏まえる。

※いじめにおける自己指導力=いじめを自分たちの問題と捉え、児童・生徒が主体的に行動しようとする意識や態度

- ②いじめの重大事態ガイドラインに示された平時の備え、重大事態調査で調査すべき項目、申し立てがあった際の対応等を明確にする。



2 「武蔵野市いじめ防止基本方針」の改訂について

現行

武蔵野市及び武蔵野市教育委員会は、人権尊重の理念に基づき、小・中学校におけるいじめの防止等に取り組みます。

1 いじめ防止に向けた連携

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、全ての子どもたちに関する問題です。子どもも大人も、いじめは絶対に許されない行為であることを十分に認識し、学校、家庭、地域及び関係機関が連携していじめの防止等を推進します。

自己指導力の育成

2 迅速・確実な組織的対応

子どもたちが、安心して生活できるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止、早期発見及び迅速で確実な対応を組織的に行います。

3 健全育成と相談機能の充実

あらゆる機会を通して、子どもたちの健全育成を図るとともに、相談機能を一層充実させ、子どもたちの安全・安心を確保します。

組織的な取組

4 いじめ問題への理解

いじめは絶対に許されない行為であること、いじめを認識しながら放置することはいじめと同じ行為であることなど、子どもたちのいじめ問題への理解を深めます。

5 明るく楽しい学校生活の実現

子どもたちが、いじめ問題を自らの問題であると受け止め、いじめ問題の解決に向けて、主体的に考え、行動できる力を育むとともに、心の通う人間関係を築き、明るく楽しい学校生活を実現できるよう支援します。

改訂

いじめは、どの学校でも起こる全ての子どもに関する問題です。武蔵野市及び武蔵野市教育委員会は、保護者や地域と連携し、人権尊重の理念及び武蔵野市子どもの権利条例等の関連する法令に基づき、小・中学校におけるいじめの防止等に次のように取り組みます。

発達支持的生徒指導

方針1 すべての児童・生徒が安心できる学校風土を実現します

多様性を認め合い、他者を尊重することで、どの子にとっても安全で安心した学校・学級づくりを目指します。

課題未然防止教育 課題予防的生徒指導

方針2 いじめを防ぐために、

児童・生徒が自ら行動する力を育みます

いじめは自分たちの問題であること、絶対に許されない行為であること、「しない・させない・見過ごさない」ことなど、児童・生徒がいじめ問題を理解し行動できるように働きかけます。

課題早期発見対応

方針3 迅速・確実な組織的対応を徹底します

いじめの兆候を察知できるよう、あらゆる手だてを用いて早期発見に努め、学校、関係者、保護者が連携し、その子が安心できるまで対応します。

困難課題対応的生徒指導

方針4 いじめの重大化を防ぐ

専門的・継続的な連携体制をつくります

教員だけでなく、スクールカウンセラー、警察、地域の方々など、子どもに関わるすべての機関と連携し、重大化を防ぎ、解決を目指します。